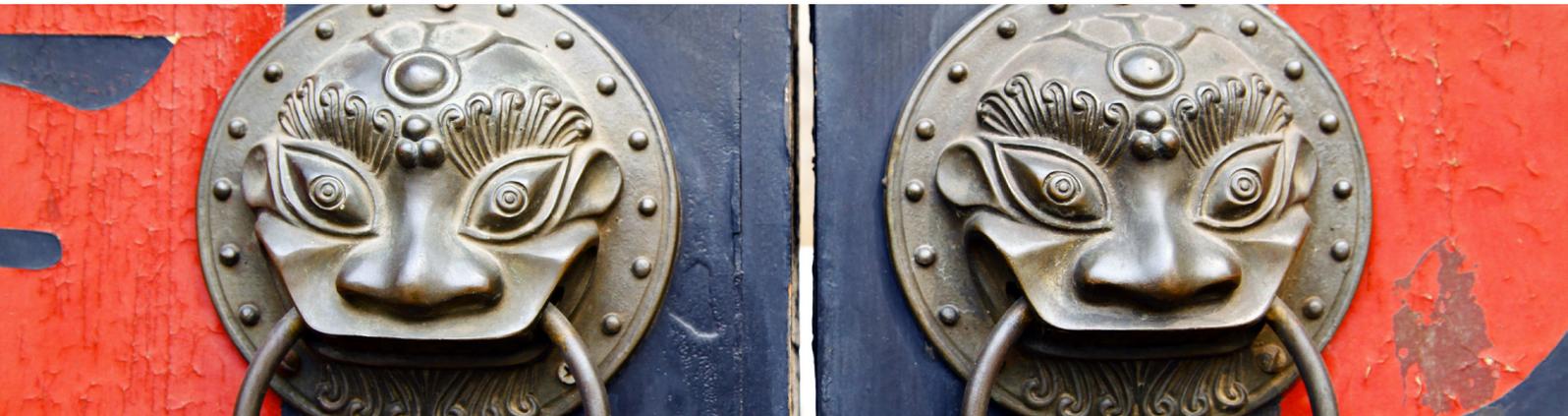


# GALL



2020年7月

## COVID-19のさなかの「コラボレーティブ・ロー (collaborative law)」の利点

COVID-19の発生により、香港裁判所は数か月間閉鎖され、何百もの裁判期日が、一般休廷期間 (General Adjourned Period) の間、一旦取り消された。家庭法院は現在再開されているが、ソーシャルディスタンスをとる措置が取られているため、審問期日は引き続き延期されている。今後来るべき時に備える意味でも、これが「ニューノーマル」になることが予想される。

夫婦が離婚しようとする場合には、未済事件がたまっているため、彼らの離婚事件につき審理が行われるまで、より長期間待たなければならない。加えて、現在の状況の下で、子に関し極めて大きな問題が生じている。COVID-19がもたらしめている前例のない状況に由来して、両親の間にますます多くの紛争が発生しているのを、我々は目の当たりにしている。例えば、休校期間は休日でも学期中でもないため、子どもの面会交流の具体的時期をどうするか、両親の間で合意ができないことがある。

COVID-19が発生して影響を受けるのは、すでに別居や離婚の手続を行なっている夫婦に限られない。このところ、コロナウイルスの拡散曲線をなだらかにするべく、予防的措置として自己隔離して自宅にこもることを強いられてきたが、関係がうまくいっていない夫婦にとっては、長期間同じ屋根の下に居続けるのは大きなプレッシャーに違いない。

家庭法院が業務を再開したため、今後数週間で離婚事件の申立てが急激に増加することが見込まれる。

「コラボレーティブ・プラクティス (collaborative practice)」とは

ありうる解決策として、「コラボレーティブ・ロー」の手続を用いることが考えられる。「コラボレーティブ・プラクティス」というのは、双方当事者と双方の代理人の4者が一堂に会して、「協同して (collaboratively)」事にあたり、裁判所の手を借りることなく、懸案事項について合意に達しようと尽力する手続のことを指す。

「コラボレーティブ・プラクティス」の主な特徴として、以下の点が挙げられる。

[WWW.GALLHK.COM](http://WWW.GALLHK.COM)

# GALL

- 任意性 – 手続は、当事者の自由意思による。コラボレーティブ・ローヤー (collaborative lawyer) を含むすべての関与当事者が、誠実に交渉し双方が容認しうる合意に達するべく努めることに合意する旨確認する合意書に署名することになる。
- 弁護士の代理 – 当事者は、「コラボレーティブ・ロー」の手続の間、弁護士に代理を依頼しなければならない。ここで代理する弁護士は、「コラボレーティブ・ロー」の訓練を受けた者である必要があり、かつ、和解交渉の目的のために委任を受ける必要がある（すなわち、当事者が訴訟に移行すると決めた場合には、当該弁護士との間の委任関係は解除される。）。
- 専門家 – 当事者は、専門的な知見を得て当事者の交渉過程の一助とするため、共同で、専門家（例えば、子に関する問題については児童心理学者、財産上の問題については税務の専門家など）を関与させることができる。
- 秘密性 – 手続は、参加者の間のみで秘密が守られる。
- 友好性 – コラボレーティブ・ローヤーは、賢明でかつ当事者の利益に根差した交渉を行ない、訴訟に頼ることなく当事者が合意に達するよう促すことに焦点を置いて、訓練されている。
- 柔軟性 – 当事者は、懸案事項を解決するための個々の事案に合った解決策を見出すために、手続や交渉のペースを自由にコントロールすることができる。
- 時間と費用の節約 – 当事者とコラボレーティブ・ローヤーの予定だけを前提にスケジュールを組むことができ、裁判所のスケジュールには服しないため、手続は効率の良いものとなる。

「コラボレーティブ・プラクティス」の利点は、夫婦が、その弁護士の助けも得ながら、懸案事項を解決して、（一度又は複数の）打ち合わせにおいて合意に達するべく尽力することにある。同じ部屋に全員が集まった上、当事者は、現状存在する懸案事項に焦点を合わせ、専門職の知見も前提としながら、現実的で賢明な解決を図ることが可能である。弁護士間でやり取りをしたり、裁判所に提出すべき書類を準備したりする時間と費用を節約することもできる。そして、当事者の感情にもうまく折り合いをつける一助となることが、最も重要な利点である。

香港コラボレーティブ・プラクティスグループは、香港法院に対し、香港における「コラボレーティブ・プラクティス」に関し書簡を送っている。香港には、コラボレーティブ・ローヤーとして訓練を受けた弁護士が約70名いるが、当事務所の家事事件チームのヘッドであるCaroline McNallyもその一人である。

## 結論

家庭法院が長期間閉鎖されていたという前例のない状況の下で、夫婦関係の崩壊により生じる様々な懸案事項を解決するための、裁判手続に代わる代替的な紛争解決の選択肢が注目を集めている。当事者としては、迅速な解決を可能としながら、夫婦関係の終了に伴い吹き出す感情を注意深く収める一助となるような代替的な手続として、「コラボレーティブ・プラクティス」を用いることを検討してもよいのではないだろうか。

# GALL

本記事に含まれる事項は、一般的な情報提供の目的のためのみに提供されるものであり、いかなる特定の事実や状況に対しても、法律上、会計上、金融上又は税務上の助言や意見と解釈されてはならず、そのようなものとして依拠されてはならないものとします。当事務所は、本記事に含まれる情報に依拠して生じる作為又は不作為により直接的又は間接的に生じるいかなる損害にも、責任を負いません。読者固有の状況や特定の法的疑問については、それらに関する法的助言を依頼することをぜひご検討ください。

## お問い合わせ



**Caroline McNally**  
エグゼクティブ・パートナー  
Tel +852 3405 7629  
carolinemcnally@gallhk.com



**Loretta Ho**  
アソシエイト  
Tel +852 3405 7626  
lorettaho@gallhk.com



**Takashi Ugajin**  
外国法事務弁護士  
+852 3405 7658  
takashiugajin@gallhk.com